

韓国におけるインクルーシブ保育の先駆的実践

齋藤正典、トート・ガーボル

1、はじめに

1994年の特別ニーズ教育に関するサラマンカ声明で国際的な市民権を得たインクルーシブ教育は、現在すべての国において、その社会政策と教育政策の中心的な課題となっている（ハリー・ダニエルズ、フィリップ・ガーナー:2000年）。また、その有効性を示す研究もなされており（例えば、Lipsky and Gartner:1997）、概念的にもインテグレーション（統合教育）とは区別されている。しかし、その定義に十分な共通理解はまだなく、各国が独自の理念・思想に基づいてインクルーシブ教育を展開しており、多様な教育論や方法論が提案されている（荒川:2008年）。このような国際的な流れの中で、日本においては、学校教育法の改正（2006年）、障害者権利条約の署名（2007年）など通じて、それまでの分離型特殊教育の方針を一転してインクルーシブ教育の原則を承認し、2007年より『特別支援教育』を開始した。しかし、「小・中学校に比して、幼稚園・高等学校における体制整備に遅れが見られる（文部科学省:2007）」といった指摘もあり、特に乳幼児に対する『特別支援教育』は、乳幼児の障害自体に不確定さが残ることや障害の発見から日が浅いことなどから、保護者の障害受容の問題や親子関係の不安定さなど、児童・生徒に対する『特別支援教育』に比べて多くの課題があると言われている。また、軽度発達障害のある乳幼児や確定的な診断はないが発達障害傾向のある乳幼児（気になる子ども、特別な配慮の必要な子ども）への支援アプローチの開発や、保護者に対する相談・支援制度及び体制の確立といった課題も指摘されているが、乳幼児期のインクルーシブ教育・保育を対象とした研究は国際的にもほとんどないのが現状である。

そこで本研究では、韓国における特別支援教育・保育制度・体制の現状を概観したうえで、乳幼児期のインクルーシブ教育・保育の具体的な実践例を紹介する。そして、それらを日本のインクルーシブ保育と比較するなどしていく中で、そこから見えてくる両国の乳幼児期のインクルーシブ教育・保育の特徴や課題などについて考察していく。なお、本研究で韓国を取り上げた理由としては、文化的な背景として、日本と同様にその伝統的価値観が儒教などに基づいているなど、道徳観、倫理観、障害観などについては共通する点も多く見られること。また、急激な少子化、女性の社会進出とライフ・ワークバランスの問題など子育てや保育・幼児教育に関して日本と韓国は同じような政策的な課題を抱えていることから、韓国の乳幼児期のインクルーシブ教育・保育を検討することによって、日本の乳幼児期のインクルーシブ教育・保育を考えていく上においても有用と期待される知見を得られる可能性が高いと考えられるからである。

筆者らは、2011年1月26日から2011年1月28日まで韓国に滞在し、インクルーシブ保育を実践している保育園（障害児統合保育園）を訪問して、見学と聞き取り調査を行った。そこで本研究では、ソウル特別市江東区立K保育園における見学と聞き取り調査で収集した資料などを中心に検討を進めていく。

2、韓国における乳幼児に対する特殊教育・保育の現状

韓国においては、乳幼児に対する特殊教育は、満3～5歳の幼児を対象に幼児特殊学校、特殊学校の幼稚部、幼稚園の特殊学級、通常幼稚園の4形態の教育機関で行われている。これらを管轄するのは、日本の文部科学省にあたる韓国の教育部である。一方、特別支援保育は、障害児専門保育園と障害児統合保育園の2つの保育施設において行われている。これらを管轄するのは、日本の厚生労働省にあたる韓国の保健家庭福祉部である。共に1990年代より本格的な取り組みが始まり、これらの教育機関・児童福祉施設の量的な拡充がはかられ、利用する子どもの数も年々増加してきている。そこで、はじめに韓国における特別支援教育・保育の経緯と現状についてまとめてみたい。

(1)韓国における幼児に対する特殊教育

韓国の障害児に対する特殊教育は、1962年にグファ学校（現在の韓国グファ学校）での12人の聴覚障害幼児に対する集団補聴器を用いた口話教育が始まりであるといわれている（金ら：2007年）。翌年には、グファ学校は聾児幼稚園の認可を受けるとともに3～5歳児の知的障害児の学級も併設するようになった。また、1968年には無認可の肢体不自由児の早期教育の施設が、1976年には治療中心の早期教育を実施する認可施設ができるなど、韓国における障害乳幼児に対する特殊教育は、広がりを見せていった（金ら：2007年）。

このような動きの中で、韓国における特殊教育に国が公的な責任を持つようになり、大きく発展するきっかけとなったのは、1977年に制定された「特殊教育振興法」の制定にあるといわれている（金：2004年、金ら：2010年）。その制定の背景は、①韓国国内での特殊教育に対するニーズの高まり、②国連の「障害者権利宣言の採択」などの国際情勢の影響であると考えられる（金ら：2010年）。この「特殊教育振興法」によって、特殊学校、特殊学級などでの特殊教育が無償化されたが、その後1994年に「特殊教育振興法」の全文が改訂され、障害児の教育の機会拡大として早期特殊教育、巡回教育、治療教育、校別化教育などの規定が導入され、また小学校・中学校の特殊教育課程は義務化され、幼稚園及び高等学校課程の無償教育も法的に規定された。そして、韓国の教育部は、1994年の「改正特殊教育振興法」を実施していくために、「1995年教育改革」で示された特殊教育に関する改革内容を1996年に「特殊教育の発展法案」としてまとめて、統合教育の実践、早期特殊教育の機会拡大、教員養成体制と教員の資質改善などについて提示した。具体的には、①特殊教育の実施の拡大、②早期特殊教育機会の拡大、③障害児・者のための特別な学級の制度化、④教員養成体制及び資質の改善などがある（朴：1997年）。更に1997年には、教育部より幼稚園課程のみを運営する特殊学校の設置及び指導要領が示され、幼児特殊学校が設立されるとともに、普通幼稚園における特殊学級の設置の認可及びその設置が奨励され、普通幼稚園でも特殊学級が設置されるようになった（金ら：2007年）。その後、2003年からの「特殊教育発展計画（2003年～2007年）」によって、「通常教育と特殊教育の責務共有によるすべての児童生徒の教育成果の最大化（金ら：2007年）」といった目標のもと、特殊教育の推進が進められた。これによって、幼児特殊教育機関の増設や教育費の支援拡大が図られ、①幼稚園課程のみ運営する特殊学校および特殊学校における幼稚部の増設、②幼稚園における特殊学級の増設、③障害者福祉会館内での幼稚園課程の派遣学級の増設、④通常私立幼稚園での支援拡大、などが示された（金ら：2007年）。そして、2005年の「特殊教育振興法」の改正により、通常幼稚園に通園する特殊教育対象児の完全無償化や、病気によって長期間病院などに入院している乳幼児も特殊教育の対象とすることなどが示された。

しかしながら、「特殊教育振興法」は、①義務教育を中心とする内容が多く、乳幼児や成人への支援が不十分である、②地方自治体の支援に対する具体的な記述の不足、③近年の特殊教育の状況を反映していないなどの批判から、2007年に全面改正がなされ、「障害者等に関する特殊教育法」が公布、2008年より施行された（金ら：2010年）。その主な内容としては、①満3歳児未満障害児の早期発見・診断、教育の無償化、②満3歳～17歳（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の特殊教育の義務教育化、③特殊教育センターの設置、④障害者の生涯教育支援などが規定され、これによって、幼稚園課程の障害児に対する教育が無償義務化されることとなった。これは、障害児に対する教育を早期に開始することによって、親の障害理解を図ることや、障害児が劣等感などを持つようになるといった2次障害発生を予防することが意図されている。また、特殊教育支援センターを設置することによって、特殊教育対象者の早期発見、診断特殊教育研修、巡回指導などの強化を図ることとした。さらに、通常学校に設置される特別支援教育を受けるための特殊学級設置基準についてよりきめ細かい規定を定めており、「特殊教育振興法」では障害児1～12名に1学級設置であったものが、「障害者等に関する特殊教育法」では、幼稚園で1～4名、小・中学校で1～6名、高等学校で1～7名に1学級設置というようになっている。この結果として、特殊学級で教育を受けている障害児の割合は、全特殊教育対象児に対して2004年で57.1%が、2008年で67.3%に増加している（金：2010年）。

(2)韓国における特別支援保育

韓国における障害児保育は、1991年の乳幼児保育法の制定、1996年の障害児の保育方針の決定、1997年の障害児専門保育施設の運営基準の決定などによって、本格的な取り組みが開始された(金:2010年)。現在、韓国の障害児保育の取り組みは、障害児専門保育園と障害児統合保育園といわれる施設で行われている。この乳幼児保育法では、第1条で「乳幼児の心身の保護と健全は教育を通して、健康な社会人を育成すると同時に、保護者の経済的・社会的活動を円滑にさせることで家庭福祉増進に寄与する」といった保育の基本的な理念・目的が示されており、それに基づいて第3条で性別・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害などによって差別をされずに保育されなければならないこと、第26条で国、地方公共団体、社会福祉法人などが、乳児や障害児のために保育を優先的に実施しなくてはならないことが示されている。さらに、第35条では、小学校に入学前の1年間の幼児および障害児の保育料を無料とすること(無償保育を希望する乳児および障害児を保育するために必要な保育施設を国・地方公共団体は設置・運営することといった特例規定もある)が定められている。また、障害児保育施設に対する支援も規定されており、障害児3人以上の場合は、保育教師1人の人件費を100%支援、特殊教育教師に対しては手当を別途支給、療育士の人件費100%支給などがある。

以上のように乳幼児の特別支援教育・保育に関する関連法規及び幼稚園・関連施設の整備を行ってきたが、2008年の現状として、満2歳～5歳の登録障害児(7,123人)のうち特殊教育を受けている子どもは1,737人(24.4%)であり(小学校は89.0%)、残りの半分の障害児が一般の保育園、他の半分の障害児は何の教育も受けていない(教育部:2008年)との報告がある(金:2010年)。また、保育においても同様であり、2008年の特殊保育対象児は約17,000人であるが、そのうち障害児専門保育園に通園している子どもが35%、障害児統合保育園に通園している子どもが20%、残り45%の子どもは一般保育園に通園している(保健家庭福祉部:2008年)が、障害児担当の保育教師がいないため適切な保育を受けられない状況にある。

これらのことから、2008年施行の「障害者等に関する特殊教育法」では、特殊教育対象児の義務教育制を導入しているが、義務教育対象児の選択を尊重し、幼稚園、保育所のどちらでも義務教育を受けられるように、両者の連携を強化している。そして、2010年には満5歳児以上、2011年には満4歳児以上、2012年には満3歳以上というように、特殊教育の幼稚園課程を順次義務教育化している。これと並行して、2010年より満3歳児以上の障害幼児に対する特殊教育の完全無償化も実施されている。

3、 K保育園(ソウル特別市江東区)のインクルーシブ保育の実践例

韓国における乳幼児に対する特殊教育は特殊学校(幼稚園課程のみ、特殊学校の幼稚部)と一般幼稚園(特殊学級と一般クラス)で実践されており、障害児保育は障害児専門保育園と障害児統合保育園で行われている。近年の傾向としては、インテグレーションからインクルージョンへといった国際的な動向の影響もあり、分離型特殊教育・保育ではなく、健常児と一緒に教育・保育を受けることのできる一般幼稚園や障害児統合保育園に通園する乳幼児数が増加する傾向がある。そこで、本研究では、ソウル市において、先駆的な特別支援保育を実践している障害児統合保育園の一つである江東区立K保育園を紹介する。なお、筆者たちは2011年1月26日から2011年1月28日まで韓国に滞在し、K保育園を訪問し、見学、インタビューなどを行った。そこで収集した資料などをもとに、まとめていきたい。

(1)K園の概要

K保育園は、ソウル特別市江東区立の障害児統合保育所である。通園している園児は、満0歳～満6歳の211名で、健常児181人、障害児30名である(2011年1月現在)。障害児の内訳としては、知的障害:11名、自閉症:4名、脳性まひ:6名、聴覚障害:2名、言語障害2名などとなっている。教職員は39名であり、主な教職員としては、園長1名、保育教師30名(一般保育教師:19名、障害担当保育教師:8名、言語療法士:2名、作業療法士:1名)、看護師1名、栄養士1名などである。施設設備としては、保育室(12室)のほかに、事務室(父母相談室)、屋上遊び場、アトリエ、教材研究室、講堂(ホール)、作業療法室、言語療法室、遊戯室、調理室などがある。図-1に教職員の配置状況、図-2に障害

児の内訳、図-3 にクラス編成の現状について示す。クラス編成については、満0歳及び満1歳児クラスには障害児はおらず（満0～1歳の障害児は病院に通院していることが多い）、満2歳児クラスから、各クラスに特別支援保育担当の保育者1名を配属し、障害児3～4人と健常児によるクラスを編成して保育を行っている。また、小学校低学年の障害児も4人通園している（法的には満12歳までの障害児が障害児保育施設に通園することが可能）。保育料は、障害児は無料である。なお、作業療法士と言語療法士は、

園長	教 師					看 護 師	栄 養 士	調 理	事 務	安 全 管 理	非 常 勤	合 計
	一般	障害		言 語 療 法	作 業 療 法							
	保育	特殊 教育	有資 格									
1	19	4	4	2	1	1	1	3	1	1	1	39

図-1 教職員の配置状況（2011年1月現在）

障害類型	知的障害	自閉症	脳性まひ	聴覚障害	言語障害	重複障害	非診断
園児数	11人	4人	6人	2人	2人	1人	4人

図-2 通園障害児の内訳（2011年1月現在）

年齢	学級数	園児数		保育者数		作業療 法士	言語療 法士1	言語療 法士2
		一般	特別 支援	一般	特別 支援			
満0歳	1	9	0	3	0			
満1歳	1	16	0	3	0			
満2歳	2	15	3	2	1	諮問	小グループ 教室支援	
		15	3	2	1			
満3歳	2	16	3	1	1	小グループ 教室支援		小グループ 教室支援
		16	3	1	1			
満4歳	2	18	4	1	1	諮問	小グループ 教室支援	
		19	3	1	1			
満5歳	2	19	4	1	1	小グループ 教室支援		小グループ 教室支援
		21	3	1	1			
満6歳	1	17	4	1	1		音楽療法（外部講師）	
合計（人）		181	30	17	9 （チーム 長1名）			

図-3 クラス編成の現状（2011年1月現在）

時刻	活動内容	備考
8:40～10:00	登園及び自由選択活動	・繰り返し遊び（木曜9～10時） ・言語療法、作業療法小グループ
10:00～10:30	おやつ	
10:30～10:40	朝の会（国歌斉唱、体操、音楽鑑賞）	・3カ月単位で国歌、体操変更
10:40～11:00	出欠、日課の説明	
11:00～12:00	集団活動（大集団、小集団）、室外活動	・全園児特別活動：社会体育（毎週金曜日） ・6～7歳特別活動（ミュージカル、フォニックス） （きめられた曜日の昼食後）
12:00～13:30	昼食及び特別活動（自由選択活動）	
13:30～14:00	お話を聞く、お昼寝の準備	
14:00～15:30	お昼寝	・年齢によりお昼寝時間は調整
15:30～16:00	おやつ	
16:00～	室内外活動、順次降園	

図-4 日課（デイリープログラム）

全クラスの障害児を担当し、例えば、8:40～10:00までの時間には、言語療法や作業治療の小グループ活動が設定されており、また、木曜日の9:00～10:00は、作業療法士による“繰り返し遊び”の活動の時間となっている（図-4を参照）。このようにして、保育園内に専任スタッフとして、作業療法士と言語療法士が配置されていることから、保育園の通常の生活の中で、障害児が療育プログラムを受けることができるようになっている。なお、K保育園の日課と年間日程をそれぞれ図-4と図-5に示す。

K保育園では、図-4に示す日課（生活の流れ）に沿って、健常児と障害児が一緒に生活を送っている。保育時間は8:40～19:00であり、16:00以降になると、保護者が迎えに来て順次降園し、保育園にいる子どもの人数が減ることから、17:30～18:00は、子どもたちを一つの部屋に集めて保育を行っているとのことである。なお、障害児の降園時間は、子どもの状況や家庭の都合、あるいは子どもの予定（例えば、病院に行く）などに基づいて保護者が決めており、16:00前に降園する子どももいるなど、個々の子どもによってかなりばらつきがあるとのことである。また、特別支援保育の年間日程を図-5に示したが、年間の保育日程は、IEP（Individualized Education Plan:個別化教育プログラム）に基づいた特別支援保育と、懇談会・相談などの家庭支援の2つから主として構成されている。そこで、この年間日程を基に、K保育園における特別支援保育の実態について、具体的に説明していきたい。

(2)K園の特別支援保育の実態

K保育園の特別支援保育の実態について、①K保育園におけるIEP（個別化教育プログラム）、②K保育園における特別支援保育の展開、③K保育園における障害児を持つ家族支援、の3点について述べていく。

①K保育園における IEP(個別化教育プログラム)

K保育園では、IEP を4月と9月の年に2回作成している。4月に作成した IEP に基づいて1学期の特別支援保育を実践し、9月に IEP 評価を行う。IEP 評価は、IEP で示されている個々の乳幼児の特別支援保育の長期目標と短期目標に対して、乳幼児の実際の育ちの状況の評価と、個々の乳幼児の姿を撮影した動画を用いた評価によって行っている。その IEP 評価に基づいて、9月に新たに2学期の IEP を作成し、それに基づいて特別支援保育を実践した上で1月に再び IEP 評価を行う。そして、その評価に基づいて4月に新たに IEP を作成するというサイクルとなっている。IEP の作成については、全教職員での作成は時間的にも無理なので、特別支援担当保育教師主任、担任保育教師(一般、特別支援)、言語療法士、作業療法士などで作成し、担任保育教師が保護者のところに作成した IEP を持って行き、そこでの

月	特別支援保育日程	作成書類	家族支援
2	<ul style="list-style-type: none"> 保護者オリエンテーション 新入乳幼児適応プログラム 	⇒進級乳幼児 (現況水準作成) ⇒他機関進学乳幼児 (意見書作成・発送) ⇒個別ファイル整理・引き継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 保護者教育 特別委支援保育プログラム 評価アンケート
3	<ul style="list-style-type: none"> 適応プログラムの実施 家庭訪問 教育診断 療育サービスの評価及び相談 	⇒適応期間評価書 ⇒家庭訪問日誌 ⇒日課適応評価票 ⇒現況水準評価書	
4	<ul style="list-style-type: none"> 1学期 IEP 計画 繰り返し遊びスタート 療育サービススタート 	⇒IEP ⇒マトリックス揭示	<ul style="list-style-type: none"> IEP 相談 保護者懇談会 (2歳)
5	<ul style="list-style-type: none"> IEP の適用ー特別支援保育日誌、家庭連携 社会性増進プログラム 地域社会連携 	⇒統合保育日誌 ⇒家庭連携 ⇒震度点検 (評価)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談会 (3歳) 保護者懇談会 (4歳)
6			<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談会 (5歳) 保護者教育
7			<ul style="list-style-type: none"> キャンプ
8	<ul style="list-style-type: none"> 1学期 IEP 評価準備 (動画作成含む) 療育サービス1学期評価 	⇒IEP 評価書 (動画評価)	
9	<ul style="list-style-type: none"> 1学期評価及び2学期 IEP 計画 	⇒日課適応評価票 ⇒IEP	<ul style="list-style-type: none"> IEP 相談 (進路相談含む)
10	<ul style="list-style-type: none"> IEP の適用ー特別支援保育日誌、家庭連携 就学準備検査 (ソウル障害者福祉館) 	⇒統合保育日誌 ⇒家庭連携 ⇒震度点検 (評価)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者教育
11			
12	<ul style="list-style-type: none"> 新入乳幼児連絡及びクラス分け 		
1	<ul style="list-style-type: none"> 2学期 IEP 評価 全体教師セミナー 進級・進学プログラムの実施 	⇒日課適応評価票 ⇒IEP 評価書	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟支援プログラム IEP 相談

図-5 特別支援保育の年間日程

やり取りを経て完成させる。また、IEP 評価にもK保育園の教職員だけでなく、保護者が参加して行われる。作成されるIEPには、1)身の回りの処理、2)コミュニケーション、3)認知、4)社会性、5)大きな筋肉の動き、6)小さな筋肉の動き、の6つの領域のそれぞれについて、長期目標(5ヶ月間)とより具体的な短期目標が記されている。また、家庭に協力してもらう事項についても記されている。そして、より具体的な短期目標に関しては、2ヶ月に1回ずつ合計3回の評価(◎:遂行可能、○:手助け必要、△:遂行できず)が記入される(3回目の評価と動画評価に基づいて、9月・1月のIEP評価がなされる)。この3回の評価には、保護者も参加し、状況によってはIEPの修正がなされることもある。また、この評価とは別に担任保育教師は、特別支援保育日誌(繰り返しの日課は、“個別化目標IEPチェックリスト”で、活動の記録は活動計画及び評価で)の記入によって個々の子どもの毎日の評価を行っており、それに基づいた週1回のスタッフミーティングである週間教育案会議を行っている。教職員間の連携・協力に関しては、毎週行っているこの週間教育案会議の他に、特別支援保育会議(月1回:園長、特別支援保育教師主任、特別支援保育教師、療法士)、療育会議(週1回:特別支援保育教師主任、療法士、特別支援保育教師など)を行い、子どもに関する情報の共有や特別支援保育計画についての検討がなされている。IEPの中で、日々の健常児との生活の中での(自然な保育室環境での)個々の乳幼児の特別支援保育目標を図表として表した“個別化教育プログラム図表”が、保育室の壁に掲示されている。これは、保護者、実習生、教職員などが、健常児と障害児と一緒に保育していく中で、障害児の状況を把握し、個々の子どもに対する情報を共有できるようにするために行われているものである。このようにして、IEPの作成、IEPの評価、IEP計画の教職員などでの共有、個々の乳幼児の情報の共有などによって、K保育園における特別支援保育の実践が行われている。図-6にK保育園で作成されているIEP、図-7に個別化目標IEPチェックリストを日本語に訳したものを示す。

②K保育園における特別支援保育の展開(図-5も参照)

K保育園の新学期は4月からであるが、入園の準備は2月より開始される。はじめに、2月に特別支援保育保護者オリエンテーション(新入園児/全障害児)、新入園児適応プログラムが実施される。特別支援保育保護者オリエンテーションは2月に2回実施され、新入園児保護者へのオリエンテーションでは、K保育園の特別支援保育の全般的な案内を行う。他方、全保護者へのオリエンテーションでは、保護者教育、クラス別オリエンテーション、皆勤賞の表彰などが行われる。また、新入園児適応プログラムでは、2~3月に数回実施され、土曜日などの通園児のいない日に、新入園児の家族にK保育園にきてもらい、園環境を見たり担任保育教師と挨拶をしたりし、親子で遊びの活動をするなど、保育園への新入園児の拒否感を低減し、保育園が楽しい場所であり、落ち着ける場所であると感じられるようすることを目的としたプログラムである。子どもの状況によって、少しずつ保育時間を増やしたりしながら、個々の子どもの保育園への適応度を評価する。この間、毎週月曜日に保護者に対して“適応期間評価書”を配布し、前の週の活動の様子を連絡している。そして、3月には、教育診断が行われる。これは、個々の子どもの発達水準を評価し、その子どもに適した教育プログラムを提供することを目的としている。教育診断は、発達評価(キャロライン教育課程、外部意見書、療法士の評価など)、生態学的評価(日課適応評価表、家庭訪問、逸話記録)、遂行評価(作品、動画、課題)の3つの観点より行われ、IEPの作成などに利用される。4月には、個々の子どもに対して1学期のIEPの作成が行われ、特別支援保育が開始される。K保育園の特別支援保育では、障害児が健常児と一緒に生活をする通常保育の他に、作業療法士や言語療法士による療育プログラム、障害児の社会性の増進や地域連携の試みとして、健常児と障害児が小グループを作って様々な活動を行う小集団活動なども行われている。このうち療育プログラムは、週に1回、9:30~14:00まで、言語療法士や理学療法士が通常の保育を行っている保育室に行き、その中で障害児の活動を援助するものである。また、療育プログラムにおける小グループ活動もあり、週1回、午前中あるいは昼食後の自由選択活動時間に治療室で健常児と障害児がペアを組んで6人グループで参加して、言語療法士や作業療法士の指導の下に様々な活動を行うものである。さらに、週1回、9:00~10:00に繰り返し活動が講堂(ホール)で行われており、作業療法士の指導の下、保護者と障害児と一緒に、ホールにセッティングされた5つの活動を繰り返し3回行うもので、障害児が体を動かす

氏名：〇〇〇〇

領域		身の回り処理				
目標		1、自分でトイレが利用できる（大小便、歯磨き、手洗いを含む） 2、洋服を着たり脱いだり決められた場所に整理できる（靴下、靴を含む） 3、食事道具を正しく使って食事ができる				
日課／活動		目標	評価方法	11／	1／	総評価
登園	日課習得	2-1.保育者がジッパーの先をあわせてあげて1/6まで上げると首の部分までジッパーを上げることができる	チェックリスト-日誌（週1回）	◎		
	習得	1-1. 保育者の言語的な援助によって服を下ろしておしっこをした後、順番にはくことができる。（脱ぐ／着るの両方できた場合、保育者の身体的な援助なくできた場合）	チェックリスト-日誌（週1回）	○		
移動（トイレ）		1-2. 教師の言語的な援助によって手洗いの段階を全てできる（水を出す-手をこする-石鹸をつけてこする-水で洗い直す-タオルでふく）	チェックリスト-日誌（週1回）	○		
	熟達	3-1.スプーンを3点で掴んでご飯をすくって食べる（食事の間、スプーン3倍以上こぼさずに口に運ぶ）	チェックリスト-日誌（週1回）	△		
おやつ／昼食	熟達	3-2.フォークでおかずを指して食べることができる（食事の間3回以上／5mm以上のおかず-おでん、卵焼き、肉、チヂミなど-）	チェックリスト-日誌（フォークで食べた回数）	○		
	習得	1-3.教師の言語的援助と手本によって、歯ブラシをもって奥歯と下を3回ずつ磨くことができる（奥歯の左右／奥歯の上歯は保育者が歯ブラシの毛先を回す）	観察記録-日誌（逸話記録法）（週1回）	△		

図-6 IEPの具体例（陰影処理：家庭連携）

（評価表示：◎遂行可能、○手助け必要、△遂行不可能 ：家庭連携）

活動をする機会を設けるとともに、保護者と障害児との間に望ましい相互作用を持つことのできる機会を提供することを目的としている。一方、小集団活動とは、社会性増進プログラムとして、健常児と障害児と一緒に、保育教師によって準備された様々なゲーム、身体表現、料理などの活動に取り組むというものである。また、地域社会連携プログラムとして、健常児と障害児と一緒にお店に買い物に行くなど、地域社会で生活するために必要な知識・技能を身に付けたり、健常児と障害児が特別な経験を通じて関係を深めていくことを目的に、週1回～月1回このような活動を行っている。

そして、9月には1学期のIEP評価が行われ、2学期のIEPが作成される。それに基づいて特別支援保育が実践されていくが、12月～2月には、進級プログラムが新たに導入される。これは、次の学年にスムーズに進級できるように導入されたプログラムであり、12月には、クラス分け、進級計画の作成をし、1月に新しい教室になれるために、新担任保育教師と進級後の新しい保育室で一緒に遊ぶ活動を行う。

名前：〇〇〇〇

活動	目標	評価基準	日付					観察内容
			7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	
登園/室外活動後	身 3-1.靴を脱いだ後、手に持たせるとい言葉による援助で靴箱にしまうことができる。	自発性 1度の指示	◎	◎	—			
	小 1-1.指を使ってマジックテープをはがすことができる。	小さい筋肉の使用			—			
	小 1-1.マジックテープを指ではがすとき、声かけによって眼でマジックテープをはがす様子を見ることができ。	目と手の協応	◎	◎	—			
自由遊び	思 1-1.整理の合図が聞こえ、片付けるおもちゃを手に握らせてあげると、場所を教えることで片づけができる。	整理に対する興味とバスケットに入れる運動	◎	◎	△			
トイレ	身 1-1.保育者が氷の音と「シー」といった声かけをすることによっておしっこを誘導するとトイレでおしっこができる。	(毎日)	◎	△				
	身 2-1.おしっこをした後、声かけによって下着とズボンを上げることができる。	教師の身体的な援助なしでできる	◎	◎	△			

図-7 個別化目標 IEP チェックリスト具体例
(評価表示：◎遂行可能、○手助け必要、△遂行不可能)

2月には進級後の新しい担任保育教師に慣れるために、現在の担任の代わりに新担任が保育を行う機会を設けるなどしている。また、保育園内での進級する幼児、他機関に移動する幼児、小学校に進学する児童別に様々な書類を作成することで、個々の子どもの情報の引継ぎを円滑に行うことができるようにしている。さらに、1月には2学期のIEP評価が行われ、それに基づいて次年度1学期のIEPが4月に作成される。

③K保育園における障害児を持つ家族支援

K保育園では、家族支援として家庭との連携強化及び家族支援プログラムの実践を行っている。家庭との連携強化としては、保育園から“家庭連携個別教育計画案図表”を家庭に送り、保護者に子どもの評価を記入するようにしている。これは、基本的な生活習慣に関する具体的な項目について(例えば、トイレの利用、洋服を着る・脱ぐ、食事をするなどの活動内容に関するより具体的で詳細な目標)、保護者が◎遂行可能、○手助け必要、△遂行不可能で評価を毎日記入するものである。さらに、子どもの地域社会での様々なかかわりや行動について、家庭において保護者が記入する課題分析もあり、例えば、地域にあるプールに家族でいったとすると、その時の子どもの様子や脱衣所での着替えの様子について、保護者が記入するものである。このような家庭からの評価によって、保育園での様子だけでなく家庭における様子を理解することもでき、逆に、保育園での様子を家庭に伝えていくことで、子どもに関する情報共有を相互に行っていくことができている。さらに、家庭支援プログラムとして障害児に対して年に1回、1泊2日のキャンプを開催している。このキャンプでは健常児の宿泊はなく、障害児のみが宿泊する。この目的は、

①主たる養育者である母親の育児からの解放によるストレスの軽減、②養育者の休息と夫婦での旅行、③非障害児と保護者が特別な時間を過ごせるようにするため、といったものである。キャンプの最後には父親が参加するようになっていて、子どもとたのしい時間を過ごせるようにもしている。また兄弟支援プログラムとして、障害児の兄弟・姉妹を保育園に招待して交流する機会を作っている。これは現在のところ年に1回であるが、兄弟関係の向上や非障害児の子どものストレス軽減や心理的サポートなども行っている。特に兄弟・姉妹に障害者がいる場合、保護者はどうしても障害児に対して色々と手をかけることが多くなり、それが非障害児にとってはストレスとなることもあることから、こういった試みは有効であるとのことである。なお、図-8に家庭連携のための課題分析の一例を示す（日本語に訳したもの）。

活動	遂行程度	遂行可否	遂行可否
プールで脱衣室の入り口を見つける	うまくみつけた		
脱衣室の中に入る			
鍵のある空のロッカーを見つける	中くらい		
ロッカーの扉を開ける			
靴を脱ぐ	上手だ		
靴をロッカーに入れる			
服を脱ぐ			
服をロッカーにしまう			
水着を取り出す			
水着を切る			
水泳帽子をかぶる	少し手伝う		
水中めがねをかける			
ロッカーの扉を閉める			
脱衣室の外に出てプールに行く	上手だ		

図-8 課題分析（家庭連携）具体例

4、 考察

韓国に特殊教育・保育の変遷と現状、そして先駆的な特別支援保育を行っている障害児統合保育園の一つであるソウル市江東区立K保育園の実態についてまとめてきた。そこで、ここでは①K保育園における特別支援保育の特徴、②韓国の乳幼児の特別支援教育・保育の課題点について、日本の乳幼児の特別支援教育・保育の実情なども踏まえながら考察していきたい。

(1)K保育園の特別支援保育の特徴

K保育園の特徴として、満2歳児以上のクラスの障害児3~4名に対して、特別支援保育担当の保育教師を1名ずつ配置しているだけでなく、K保育園に専任職員として作業療法士、言語療法士は配属されていることがあげられる。そして、特別支援保育担当の保育教師も特殊教育に関する専門的な教育を受けてきた者か、あるいは特殊教育の有資格者である。特別支援保育の専門家である保育教師が担任として、クラスの障害児に対して保育を行っているだけでなく、言語療法士や作業療法士も各クラスに週に1回はやってきて、保育場面の中で障害児に対する指導・援助を行っている。また、療育プログラムとして、週に1回言語療法士や作業療法士のもとで、障害児とその保護者が一緒に活動する“繰り返し遊び”の活動だけでなく、健常児と障害児がペアを組んで6人小グループを作り、さまざまな活動を行う

活動を行うような療育プログラム（小グループ活動）を導入しており、保育園の生活の中で、言語療法士や作業療法士などの専門スタッフのもとで、健常児をも交えた形でのさまざまな療育プログラムが実践されていることになる。従って、ただ単に健常児と障害児と一緒に保育しているということではなく、一緒に生活をしていく中で、特殊教育の専門家から個々の子どもに必要なかつ適切な援助がおこなわれていること、そして、そういった特殊教育の専門職員の指導・援助のもとで、健常児も交えた療育プログラムの活動が展開されている点にK保育園の特別支援保育の特徴があるものと考えられる。

また、一人ひとりの障害児に対して、保護者や一般保育教師だけではなく、多数の特殊教育の専門家が直接的・間接的にかかわっている点も特徴としてあげることができる。例えば、IEPの作成については、全教職員によって作成することは時間的に無理であるとのことであるが、それでも、特別支援担当保育教師主任、担任保育教師（一般、特別支援）、言語療法士、作業療法士などのチームによって作成し、さらに担任保育教師が保護者にそれを見せてさまざまな意見交換をしたうえで仕上げていくなど、複数かつ多様な専門家などの視点からIEPが作成されていくような工夫がなされている。IEPによって各学期の保育が実践されていくが、その間も、特別支援保育担任の保育教師による、特別支援保育日誌（繰り返しの日課は、“個別化目標 IEP チェックリスト”、活動の記録は活動計画及び評価）の記入による毎日のチェックおよび評価や保護者を交えての約2か月ごとのIEPの短期目標の評価などを行い、IEPの見直しなどを行うこともある。また、職員間の協力・連携については、週間教育案会議の他に、特別支援保育者会議（月1回）、療育会議（週1回）を行い、職員間での子どもに関する情報共有、具体的なプログラム計画の作成やその確認、スケジュール調整などを行っている。そして、各家庭との連携では、日頃から保護者に“家庭連携個別教育計画案図表”の記入をお願いし、一方で保育園から保育教師が記入している“個別化目標 IEP チェックリスト”の内容などを伝えるなどすることによる、子どもに関する情報の共有化や、懇談会・家庭訪問などを定期的に行うことによる協力・連携強化を進めている。このように、個々の子どもに対して、担任の特別支援保育教師が保育実践の中心におきながらも、実質的に、その他の特殊教育の専門家、保護者などでチームを作って個々の子どもに対応するようなシステムとなっているところに、K保育園の特別支援保育の特徴をみることができる。このようなシステムとなっていることが、健常児と障害児と一緒に生活をしていく中で、個々の障害児にとっても、その子の状況に応じた、最適な保育・教育プログラムを提供することを可能としているものと考えられる。

なお、障害児保育施設に対しては、障害児3人以上に対して特別支援保育のために採用した保育者1人の人件費が100%支援されるなど（金ら：2010年）、特殊教育の専門スタッフに対しては人兼費などの行政からの支援が行われており、こういった支援も、K保育園のような特別支援保育を实践するうえにおいては重要なことであると考えられる。

(2)韓国における特別支援保育の課題

韓国においては、2008年の「障害者等に関する特殊教育法」の制定によって、乳幼児に対する特殊教育・保育に関する制度・体制が整備されてきており、K保育園のようにインクルーシブな保育の試みもなされるようになってきている。また、満3歳以上の幼児に対する特殊教育の義務化・無償化も進められている。しかしながら、2008年の保健家庭福祉部の「全国特殊保育施設の現状」においても、特殊保育対象者約17,000人のうち、約7,500人が特殊保育の専門家による適切な指導・援助が受けられない状況にあり、これに対して特殊教育・保育のための機関・施設の更なる増設が求められている。また、5歳未満の乳幼児に対しては、障害乳幼児の正確な把握と早期発見のための制度・体制の構築も必要である。韓国では、登録障害児数と幼稚園に通園している障害児数、保育園に通園している障害児数から全障害児数を把握しているとのことであるが（金ら：2010年）、これは正確な数ではない。日本の1歳半児検診や3歳児検診のような制度のないため、障害の早期発見が、日本以上に難しい現状がある。日本では、中度～重度の障害については、こういった検診などで早期発見が可能であるが、軽度の障害・発達障害の早期発見は、保護者の理解がないと困難であり、難しい状況であることから、韓国においては軽度の障害・発達障害を早期発見することは日本以上に難しい可能性もある。また、“保護者の理解”ということに関しては、日本の保護者と同様に、特に軽度の障害に関する障害受容の問題もあり、別の

障害児統合保育園の特別支援保育主任は、保育園に健常児として通園していた幼児の気になる行動について保護者に指摘した上で、特殊教育の専門スタッフもいることから、それらの専門スタッフも関ること、少し手厚い指導・援助をしていくことを保護者に提案したところ、その保護者は怒って子どもを退園させてしまったという事例を述べていた。このように韓国においても、保護者の障害受容は難しい課題であり、障害の早期発見から、早期特殊教育・保育へと繋げていくための総合的なシステムと、そういった中で保護者の心理的・精神的ケアのためのシステムの構築が重要となってくるものと考えられる。特に、早期発見から早期特殊教育へと繋げていくシステムにおいては、特別支援保育教師、臨床心理士、作業療法士、言語療法士、保育教師など、様々な関連領域の専門家がチームを作って、一人ひとりの子どもに対応していくようなシステムの構築が重要であると考えられる。また、韓国で満3歳以上の幼児に対する特殊教育の義務化・無償化をしていく課程の中で、障害児専門保育園や障害児統合保育園といった保健家庭福祉部の管轄する施設でも義務教育が受けられるようにするなど、幼稚園と保育園との連携体制の強化を図っている。幼稚園と保育園では、行政による特殊教育・保育支援にまだ差異があることから（例えば、保育園では障害児9人当たり特別支援保育者1名に対して、幼稚園では4人に対して1名であるなど）、教育科学技術部と保健家庭福祉部の連携・協力を強化し、両者に包括するようなシステムを構築していくことも重要である。これは、日本における文部科学省と厚生労働省にも同様なことがいえ、例えば、子ども・子育て新システムが、両省を包括するようなシステムとなっていくのか注意しなくてはならない。

韓国の乳幼児に対する特殊教育・保育には、まだまだ多くの課題はあるものの、K保育園の試みは、保育園の中に特別支援保育教師、言語療法士、作業療法士などを専任スタッフとして配属して、通常の保育を行っていく中で、障害児一人ひとりに最適であると考えられる保育を実践しているという点において、先駆的な試みであると考えられる。日本においても、特別支援教育・保育ということで、健常児と障害児と一緒に教育・保育するような幼稚園・保育所が増加してきている。しかしながら、特別支援教育・保育や作業療法士や言語療法士のような療育の専門家を専任職員として配置しているかということに関しては、まだまだ不十分であることが多いように思われる。日本においても、軽度の障害も含めた早期発見から早期特殊教育へと繋げていくためのシステムを構築していく必要があると共に、日本の幼稚園や保育所で、K保育園のように、障害児に対して常勤の障害専門職員のチームによる重層的な指導・援助がきるような環境を整備していかなくてはならないものと考えられる。

【参考文献】

- K子どもの家（2011年） ソウル特別市江東区立K子どもの家特別支援教育総合案内
金彦志・韓昌完・田中敦士（2010年） 韓国における特殊教育の動向—就学前教育・保育を中心に—
琉球大学教育学部紀要 76 pp199-206
- 金延・高橋智（2009年） 韓国の発達障害幼児の就学前教育・保育に関する研究動向
学校教育学研究論集 19 pp31~41
- 金範洙（2006年） 地域からの福祉計画—韓国の地域社会福祉館を中心に—人間福祉学会誌 6 pp30-35
- 金延・高橋智（2007年） 韓国における障害幼児の就学前教育・保育システムの動向
東京学芸大学紀要（総合教育科学系） 58 pp203-233
- 金彦志（2004年） 韓国における統合教育の動向 東北大学大学院教育学研究科研究年報 52 pp309-317
- 朴在国・朴華文（1997年） 韓国における障害児教育改革 リハビリテーション研究 27 pp13-19

【謝辞】

本研究は、2010年度科学研究費助成基盤研究B（海外学術調査）「乳幼児期のインクルーシブ教育における相談・支援体制及び制度の国際比較研究（課題番号：22402057）」で行ったものである。本研究を行うにあたり、韓国における保育園での見学、ガイド、通訳などで大変に大世話になりました大真大学教育学部崔順子氏に感謝いたします。また、ソウル市江東区立K保育園の園長をはじめとするスタッフの皆様、子ども達にこころより感謝いたします。